

ポイント 別表5の2(2)付表の「確定分の当期発生税額」と「納税充当金の計算」の計算式

(1) 「確定分の当期発生税額」の計算式

法人税・地方法 人税等の確定分 [4]	①上段(還付)：別表1の2(1)「この申告による還付金額(連結中間納付額(25))」+「この申告による還付金 額(43)」を△表示 ②下段(納付)：別表1の2(1)「差引確定法人税額(16)」+別表1の2(1)「差引確定地方法人税額(44)」
道府県民税の確 定分[9]	(1) 確定申告 ① 納付の場合：6号様式「納付すべき道府県民税額」 ② 還付の場合(別建表示(注))：第6号様式「納付すべき法人税割額(マイナスのみ)」+「納付すべき均等割額 (マイナスのみ)」 ③ 還付の場合(相殺表示(注))：第6号様式「納付すべき道府県民税額(マイナスのみ)」 (2) 修正申告 ① 納付の場合：6号様式(※「既に納付確定した法人税割額」+「納付すべき法人税割額」-「既に納付確定 した法人税割額のうち中間分」)+(※「既に納付確定した均等割額」+「納付すべき均等割額」-「既に納 付確定した均等割額のうち中間分」) ※別建表示の場合、計算結果がマイナスの場合は0で計算 ② 還付の場合：6号様式(※「既に納付確定した法人税割額」+「納付すべき法人税割額」-「既に納付確定 した法人税割額のうち中間分」)+(※「既に納付確定した均等割額」+「納付すべき均等割額」-「既に納 付確定した均等割額のうち中間分」) ※計算結果がマイナスの場合は、そのまま計算
市町村民税の確 定分[14]	(1) 確定申告 ① 納付の場合：20号様式「納付すべき市町村民税額」 ② 還付の場合(別建表示(注))：第20号様式「納付すべき法人税割額(マイナスのみ)」+「納付すべき均等割額 ⑰(マイナスのみ)」 ③ 還付の場合(相殺表示(注))：第20号様式「納付すべき市町村民税額(マイナスのみ)」 (2) 修正申告 ① 納付の場合：20号様式の(※「既に納付確定した法人税割額」+「納付すべき法人税割額」-「既に納付確 定した法人税割額のうち中間分」)+(※「既に納付確定した均等割額」+「納付すべき均等割額」-「既に納 付確定した均等割額のうち中間分」) ※別建表示の場合、計算結果がマイナスの場合は0で計算 ② 還付の場合：20号様式の(※「既に納付確定した法人税割額」+「納付すべき法人税割額」-「既に納付確 定した法人税割額のうち中間分」)+(※「既に納付確定した均等割額」+「納付すべき均等割額」-「既に納 付確定した均等割額のうち中間分」) ※計算結果がマイナスの場合は、そのまま計算
連結法人税個別帰属 額等の確定分[44]	個別帰属額の届出書の「連結法人税個別帰属額(14)」+連結地方法人税個別帰属額(37)-別表5の2(2)付表 の連結法人税個別帰属額等の「中間(当期発生額)」

(注)「相殺表示」とは、法人割額が還付・均等割額が納付のような場合に、両者を相殺した金額を「この申告により納付す
べき市町村民税額(又は道府県民税額)」欄に表示する方法です。また、「別建表示」とは、納付額のみ「この申告により納
付すべき市町村民税額(又は道府県民税額)」欄に表示する方法です。なお、「相殺表示」、「別建表示」は、メニュー502>
市町村民税R P・都道府県民税R Pの[納付税額の表示区分]欄で指定します。

(2) 「納税充当金の計算」の計算式

区分名		入力画面
期首納税充当金(30)		メニュー201[連結個別利益積立金額]R P：[納税充当金]
繰 入 額	損金経理をした納税充当金(31)	メニュー401[当期利益と納税充当金等]R P：[損金経理をした納税充当金]
	還付税金の納税充当金受入額(等)(32) 又は 適格合併等による受入額(32)	① メニュー401[連結法人税等・法人税等]R P、[法人住民税・事業税]R P：連結 法人税等、法人税等、都道府県民税、市町村民税、事業税の[△充当金取崩] ② メニュー403[適格合併等による利益積立金額の引継]R P：[納税充当金]
取 崩 額 の 他	法人税額等(34)	メニュー401[連結法人税等・法人税等]R P、[法人住民税・事業税]R P：連結法人 税等、法人税等、都道府県民税、市町村民税の[充当金取崩]
	事業税(35)	メニュー401[法人住民税・事業税]R P：事業税の[充当金取崩]
	損金算入のもの(36)	メニュー401[その他の税金]R P：利子税、延滞金、空欄[22・23]の[充当金取崩]
	損金不算入のもの(37)	メニュー401[その他の税金]R P：加算税等、延滞税、延滞金、過怠税、源泉所得税 ・外国税、空欄[29]の[充当金取崩]
	納税充当金の戻入による益金算入額(38)	メニュー401[当期利益と納税充当金等]R P：[納税充当金の戻入による益金算入額]
	仮払税金消却(39)	メニュー401[仮払税金の繰越・消却・引継]R P：仮払連結法人税及び仮払連結地方法人税、仮払法人税 及び仮払地方法人税、仮払都道府県民税、仮払市町村民税、仮払事業税、仮払諸税の[充当金取崩]